

生活困窮世帯等に

エアコン購入費を 助成します！！

申請期間

令和8年4月1日(水)から令和9年2月26日(金)



交付決定を受けた後に購入したエアコンが助成対象です。

武蔵野市民で、自宅に1台も使用できるエアコンがなく、以下のいずれかに該当する方

- ① 住民税非課税世帯、または均等割のみ課税世帯
(課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯を除く)
- ② 生活保護受給世帯※まずは地区担当員にご相談ください。
- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 生活困窮世帯(生活困窮者自立支援法の収入・所得要件の該当世帯)

10万円 購入費用等と助成上限額のいずれか少ない額
(千円未満切捨て)

対象となるのは

- ① 本体購入費(中古品は不可)
- ② 配送費用
- ③ 設置工事費
- ④ 撤去費用(故障したエアコンがある場合)

※東京都が実施している東京ゼロエミポイント事業との併用が可能です。
ゼロエミポイントについては東京ゼロエミ公式サイトをご確認ください。
公式サイト ▶▶▶



助成に関するQ&A

Q 買換えは対象になりますか？

A 対象になりません。

ただし、自宅にエアコンが1台しかなく、故障して使用できなくなった場合の買換えであれば対象になります。

Q 「故障により使用できない」とは、どのような状態ですか？

A 「温度が下がらない/上がらない」などエアコンの機能に問題がある状態を指します。

裏面も必ずお読みください

申請の前にご確認ください

■ 使用できるエアコンが 自宅に1台もないこと

寝室にないがリビングにある、二世帯住宅で別世帯にエアコンがある場合など、自宅に1台でも使用できるエアコンがあれば、助成対象外となります。

■ エアコン購入前であること

必ず交付決定通知を受領後にエアコンを購入してください。
交付決定前に購入したエアコンは助成対象外となります。

申請の流れ

生活福祉課の窓口または郵送にて申請が可能です。
(※非課税世帯、均等割のみ世帯、児童扶養手当受給世帯の場合はオンライン申請可)
(※生活保護受給世帯の方は、まず地区担当員にご相談ください。)

1

申請書提出



非課税、均等割のみ世帯、
児童扶養手当受給世帯
専用申請フォーム

必要なもの

・ 交付申請書(窓口で配布。市ホームページからダウンロード可)

※武蔵野市で税情報確認できない方、生活困窮世帯の方は、上記以外にも必要な書類がありますので、お電話にてお問い合わせください。

申請書の提出期限:令和9年2月26日(金)必着

2

交付決定

市が申請内容を確認した後、ご自宅に「交付決定通知」を送付します。
※必要に応じて、エアコン未設置・故障状況などの確認のため、市職員がご自宅に訪問することがあります。

3

エアコン 購入・設置

ご自宅に交付決定通知が届きましたら、エアコン(新品に限り)。中古品は不可)を購入してください。

※領収書は請求時に必要となりますので保管しておいてください。
※販売店のポイントやクレジットカードのポイントを利用してエアコンを購入した場合、ポイント適用後の支払金額を購入費とみなします。

4

助成金の 請求

送られてきた助成金請求書と以下の書類を窓口または郵送にてご提出ください。

必要なもの

- ・ 助成金請求書
- ・ 振込先口座が確認できるもの
(通帳やキャッシュカードのコピー)
- ・ 領収書のコピー

書類不備などがなければ指定の口座に2~3週間程度で振り込みます。

請求書の提出期限:令和9年3月31日(水)必着

窓口及び郵送先

〒180-8777

武蔵野市緑町2-2-28武蔵野市役所 生活福祉課

0422-60-1254

受付時間 午前8時30分~午後5時(土日祝除く)



▲詳しくは
市のホームページへ